

保護者のみなさま

令和 8 年 4 月 1 日
社会福祉法人 まほろば
湊 こども園
園長 若竹 澄子

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付金制度について

この制度は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、保育所、認定こども園の管理下における児童生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に関して、必要な給付を行うものです。園では、児童全員の加入をお願いしたいと思っておりますので、ご同意いただき、下記の共済掛金をご負担くださいますようお願いいたします。

1. 共済掛金（児童 1 人当り年額）

掛 金	2 8 5 円	負 担 金	園 負 担	4 5 円
			加入者負担	2 4 0 円

2. 認定こども園の管理下とは

- (1) 児童が教育・保育を受けているとき。
- (2) 児童が通常の経路及び方法により、こども園に通い、又はこども園から帰宅するとき。
- (3) 前 (1) ～ (2) に掲げる場合のほか、文部科学大臣が、厚生労働大臣と協議してこれらの場合に準ずる場合として定める場合。

3. 給付額

災 害	災 害 の 対 象	給 付 内 容
負傷又は疾病の場合	保険点数が 500 点以上のもの	保険点数の 4 割
障害が残った場合	負傷又は疾病の治療後において身体に一定程度以上の障害が残った場合で 14 級に区分される。	障害見舞金 3770 万円 (1 級) から 82 万円 (14 級) 通学中に係る見舞金は 2 分の 1
死亡した場合	災害による死亡 突然死等	死亡見舞金は、2800 万円 但し突然死・通園中に係る見舞金は、 2 分の 1

4. 給付の手続き及び支払いについて

- (1) 園で月初めに前月の分をまとめて請求します。帰宅後、異常が判明して、医師の治療を受けた場合には直ちに園へご連絡ください。
- (2) 給付金がお手元に届くのは、請求してから約 2 ヶ月後になります。

*独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について不明な点、質問などがございましたら園までご連絡ください。